

平成 21 年 11 月 5 日

参 考 資 料

(間 接 税 関 係)

目 次

直間比率についての過去の議論等

- ・ 直間比率についての過去の議論（抜粋）（政府税調） 1
- ・ 直間比率についての過去の議論（抜粋）（国会等） 3
- ・ 直間比率（国のみと国・地方合計）の推移 4

消費税、法人税、社会保険料の負担について

- ・ 消費税の負担について 5
- ・ 法人税負担・社会保険料負担について 6

付加価値税収の規模の国際比較

- ・ OECD諸国における付加価値税収の規模の国際比較（対総税収比） 7
- ・ 主要国における付加価値税収の割合の推移（対総税収比） 8
- ・ OECD諸国における付加価値税収の規模の国際比較（対国民所得比） 9
- ・ 主要国における付加価値税収の割合の推移（対国民所得比） 10

直間比率についての過去の議論等

直間比率についての過去の議論(抜粋)(政府税調)

【税制の抜本的見直しについての答申(抄)

(昭和61年10月 税制調査会)】

税制には、負担の公平をはじめ各種の理念を充たすことが要請されるが、社会経済の実体が一層複雑化・多様化している現在の状況下において、単一の税目によってこれらを十分に充たすことは困難である。いかなる税目も何らかの問題点を伴うことは避け難いと考えられ、税収が特定の税目に依存しすぎる場合には、その税目の抱える問題点が増幅され、税負担の公平な配分を妨げ、国民経済に悪影響を及ぼす危険がある。したがって、所得、消費、資産等の課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてのバランスのとれた税体系を構築することが肝要であると考える。

【税制改正についての中間答申(抄)

(昭和63年4月 税制調査会)】

消費課税は、累進的な負担を求めにくい反面、給与所得者であれ、事業所得者であれ、所得把握の状況如何によらず、消費の大きさに応じて比例的な負担を求めることができ、水平的公平に資するといった点が指摘される。近年、所得水準の上昇と税負担の増大に伴い、水平的公平への関心が高まっているが、過去の所得課税と消費課税との比重の変化により、税制全体としては、水平的公平を確保する側面が弱まってきているということが出来る。

(中略)

税制改革に当たっては、所得課税において負担の公平を図る措置を講ずるとともに、税体系全体として実質的な負担の公平に資する見地から、所得課税を軽減し、消費にも応分の負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもって納税しうるような税体系を構築することが必要であると考える。

【今後の税制のあり方についての答申(抄)

(平成5年11月 税制調査会)

税制における負担の公平については、垂直的公平はもとより重要であるが、所得水準の上昇・平準化と租税負担の増大に伴い、水平的公平がより一層重要になってきている。

個人所得税は所得の大きさに応じて累進的な負担を求めることができ、垂直的公平に資するという優れた特色を有しており、今後とも我が国の税体系の中で基幹的役割を果たすべきものと考えられる。ただ、一方で個人所得課税には所得捕そくの困難性という問題が伴い、多種多様な所得あるいは納税者間で実質的な公平を確保するには自ずから限界がある。これに対して、消費課税は消費という事実を捉えてこれに応じた比例的な負担を求めるものであり、水平的公平の確保に資するものと考えられる。

したがって、税体系全体として実質的な負担の公平を高めるためには、消費課税のウエイトを高め、所得・消費・資産等の間でバランスをとることにより国民が公平感を持って納税しうるような税体系を構築していくことが必要である。

【わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—(抄)

(平成12年7月 税制調査会)

(略) 以上のようなことを考え、現在各税が抱えている課題について、今後、国民的な議論を経ながら答えを見出していかなければなりません。その際、公的サービスを賄う租税を国民皆が広く公平に分ち合い、全体として偏りのない税体系を築いていく観点から、所得・消費・資産等に対する課税をどのように組み合わせるかについても国民の選択が必要です。

昭和63年及び平成6年の抜本的税制改革においては、所得課税を減税し消費課税を充実する方向での改革が行われ、これらの改革は、「直間比率の是正」と呼ばれることがあります。直間比率は結果として決まってくるものですが、その比率を見る場合も、租税が必要な歳入を賄った上でのものであるのかどうかに留意しなければなりません。(略)

直間比率についての過去の議論(抜粋)(国会等)

【第108回国会 衆議院決算委員会(昭和62年4月6日)における答弁】

○宮澤大蔵大臣 (略) そのときの国のあり方、それから歳出歳入の関連等々がございますので、これが永久の真理であるといったような意味での直間比率というものはちょっと申し上げられないというのが本当のところではないかと思えます。

○中曽根内閣総理大臣 (略) やはりある程度バランス感覚に合ったものがないのではないかとこのことで、直間比率の是正論というものが非常に強まってきておりまして、今の状況でも大体、税制の改革は必要だな、それから直間比率の是正という形で財源を生み出すということもまあやむを得ないな、こういうところには国民の皆さんの大方の方々が近づいてきているのではないかと私は考えております。

【税制の抜本的改革に関する基本方針(抄)

(昭和62年10月16日 政府・与党首脳会議)

経済の活性化を図り、長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくためには、国民の税に対する不公平感を払拭するとともに負担を幅広く薄く求め世代間の相互の協力により社会を支えることのできる税制を実現することが必要である。そのためまず次の諸点を中心に制度全般について見直しを行い、直間比率の是正を含め所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することとし早急に成案を得その速やかな実現を期するものとする。

【第111回国会 衆議院予算委員会(昭和62年12月10日)における答弁】

○竹下内閣総理大臣 (略) 私、従来申しておりますのは、直間比率とはあらかじめア prioriに決まるべきものではなく結果として生ずるべきものである、それが、しかし結果として直間比率の改正であるという表現があってもそこに不整合性はないということを常日ごろ答弁してまいったところでございます。

直間比率(国のみと国・地方合計)の推移

(単位:%)

区 分	国 税		国 税 ・ 地 方 税 合 計	
	直 接 税	間 接 税 等	直 接 税	間 接 税 等
昭和 60	72.8	27.2	77.6	22.4
61	73.1	26.9	77.6	22.4
62	73.3	26.7	77.9	22.1
63	73.2	26.8	78.1	21.9
平成 元	74.2	25.8	79.6	20.4
2	73.7	26.3	79.3	20.7
3	73.3	26.7	79.3	20.7
4	70.7	29.3	77.9	22.1
5	69.4	30.6	76.9	23.1
6	66.6	33.4	74.7	25.3
7	66.1	33.9	74.4	25.6
8	65.3	34.7	74.2	25.8
9	63.4	36.6	72.6	27.4
10	59.3	40.7	68.9	31.1
11	57.2	42.8	67.7	32.3
12	61.3	38.7	70.0	30.0
13	59.5	40.5	69.4	30.6
14	56.3	43.7	67.4	32.6
15	56.1	43.9	67.2	32.8
16	58.2	41.8	68.1	31.9
17	60.3	39.7	69.5	30.5
18	61.9	38.1	70.7	29.3
19	61.4	38.6	71.9	28.1
20	57.7	42.3	71.0	29.0
21	59.6	40.4	70.9	29.1

- (備考) 1. 国税については、平成20年度までは決算額、21年度は予算額によった。
 また、国税・地方税合計の地方税については、平成19年度までは決算額、20年度は実績見込額、21年度は見込額によった。
2. 直接税、間接税等の区分は下記による。
- | | | |
|--------|------|---|
| 国税の場合 | 直接税 | 所得税(譲与分を含む。)、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税及び旧税 |
| | 間接税等 | 直接税以外のもの |
| 地方税の場合 | 直接税 | 道府県民税、事業税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、鉦産税、特別土地保有税及び目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。) |
| | 間接税等 | 直接税以外のもの |

消費税、法人税、社会保険料の負担について

消費税の負担について

【消費税と物価の関係】

- 消費者物価は89年度に消費税導入に伴う1回限りの価格上昇の影響もあって前年度比2.9%上昇。(平成3年「年次経済報告」(経済企画庁))
- 97年4月に実施された消費税率の3%から5%への引上げの消費者物価に対する影響については、経済企画庁の試算によると、消費者物価指数の品目の中の非課税品目や免税事業者の存在を考慮した上で、仮に消費税率引上げ分が完全に価格に転嫁された場合、消費者物価の水準を1.5%程度押し上げる要因となると見込まれるとしている。・・・3月前月比横ばいの後、4月同1.4%上昇、5月、6月は同横ばいとなり、試算数値にほぼ見合う水準となった。このことから、・・・消費者物価全体としておおむね適正に価格に転嫁されたと考えられる。(平成10年「労働経済の分析」(労働省))

【今後の税制のあり方についての答申(抄) (平成5年11月 税制調査会)】

消費税は、消費一般に負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁することが予定されており、課税事業者は、原則として、本体価格の3%を価格に上乘せすることとされている。また、免税事業者については、仕入れに係る消費税相当額をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されている。

法人税負担・社会保険料負担について

【わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—答申(抄)

(平成12年7月 税制調査会)】

現実の市場や企業行動を踏まえると、法人税の「負担」は、企業の価格設定や賃金・利潤の分配、さらには生産活動にも影響を与えていると考えられます。法人税の転嫁の度合いは、その企業が生産する財・サービスの市場の競争状態や需給関係、価格弾力性がどのようになっているか、企業が資本や労働などの生産要素の組合せをいかに早く変更することができるか、資本や労働の移動可能性があるか、といった点に左右されます。

近年の経済動向を踏まえれば、経済の自由化・国際化を通じて企業の価格支配力が一般に弱まっていることから、消費者に対する短期的な転嫁の可能性は以前より低下しているという見方があります。その一方、生産要素の間では、資本市場の拡大や国際的な流動性の高まりの中で、相対的に移動が困難な労働の対価である賃金への転嫁が容易になっているとの見方もあります。

法人税の「負担」は、このように、法人(あるいはその株主)のみならず労働者や消費者などにも帰着しているものと考えられます。

法人税の「負担」を誰がどの程度負うのかについては、一義的に想定することはできませんが、一般に、中長期的には、法人(あるいはその株主)のみが「負担」と考えるのは適当ではありません。

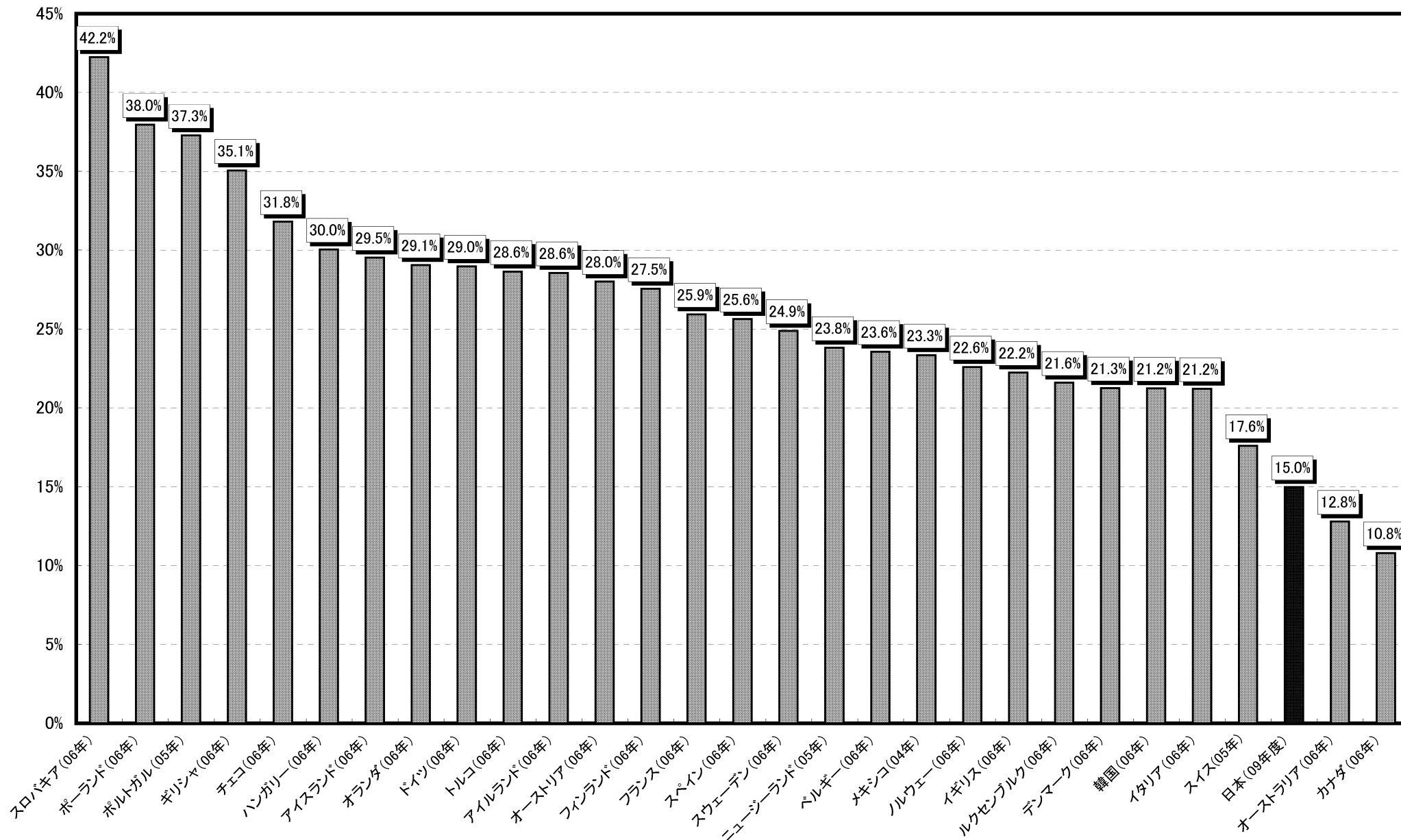
【社会保険料負担が中長期的に増大した場合の企業の対応

(経済産業省「公的負担と企業行動に関するアンケート調査」(2007年))】

社会保険料負担が中長期的(5~10年)に増大した場合、その対応として「賃金・雇用調整で対応する」と回答した企業の比率が最も多く、69.1%であった。また、「製品・サービス価格を引き上げる」と回答した企業が47%、「設備・研究開発等投資の抑制で対応する」と回答した企業が44.8%であった。

付加価値税収の規模の国際比較

OECD諸国における付加価値税収の規模の国際比較(対総税収比)

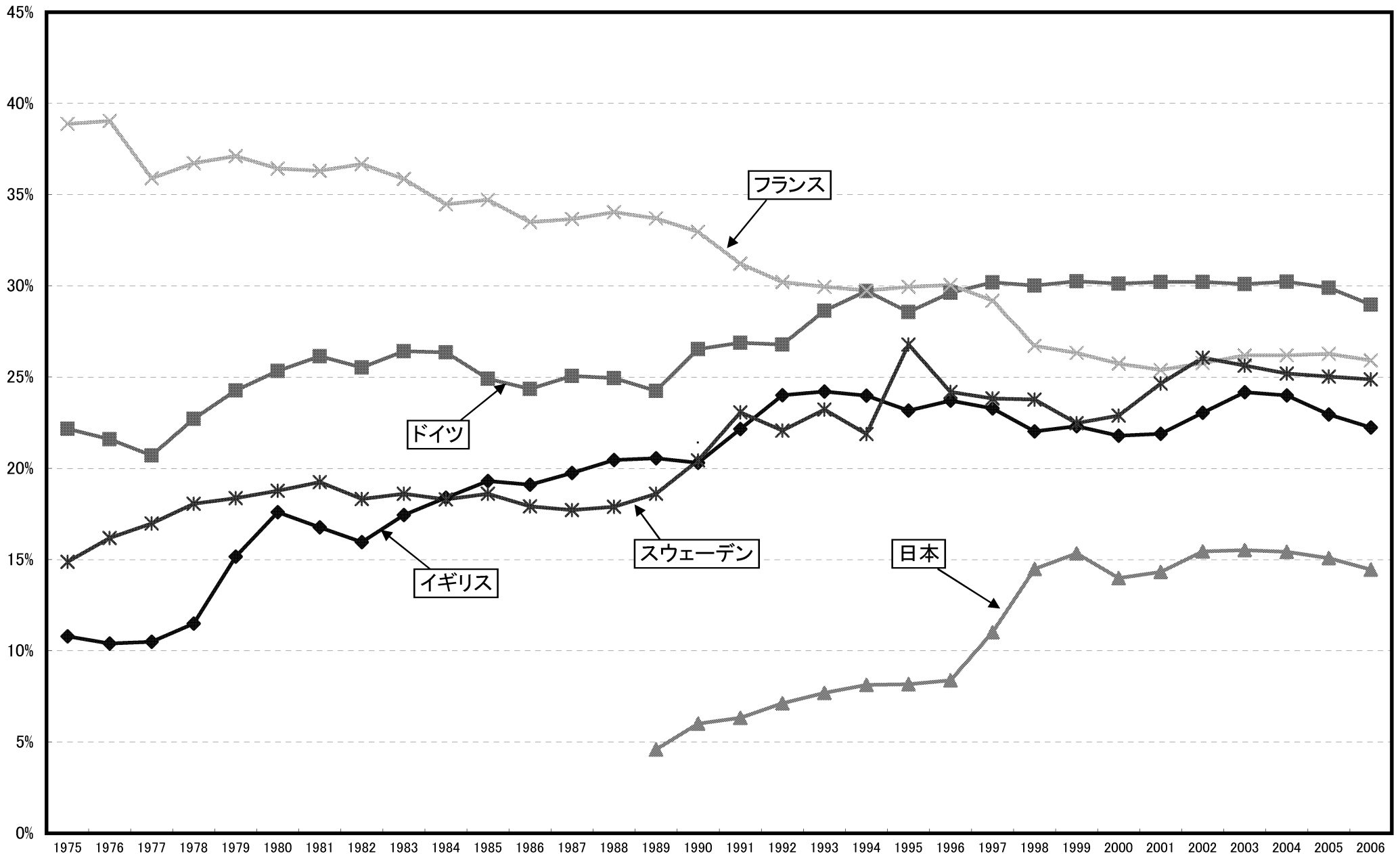


(注1) 本表は、OECD諸国における、国・地方の付加価値税収の合計額の対総税収比を示している。このため、例えばアメリカの州、郡、市の小売売上税については、OECDの統計上、ここには含まれていない。

(注2) 日本の09年度の計数は見通しである。

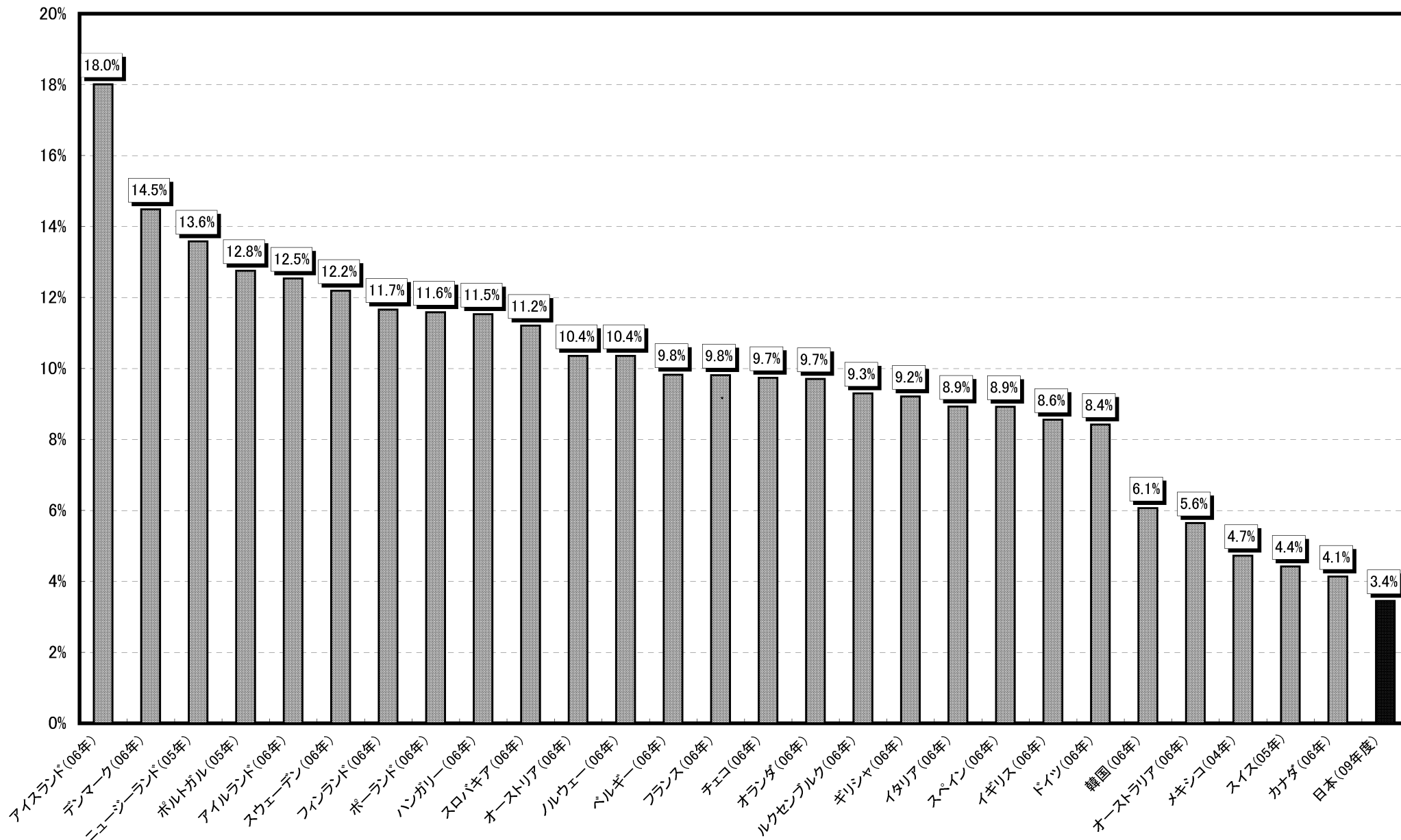
(出典) 日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD "Revenue Statistics 1965-2007"

主要国における付加価値税収の割合の推移(対総税収比)



(注)本表は、主要国における、国・地方の付加価値税収の合計額の対総税収比の推移を示している。
 (出典)OECD "Revenue Statistics 1965-2007"

OECD諸国における付加価値税収の規模の国際比較(対国民所得比)



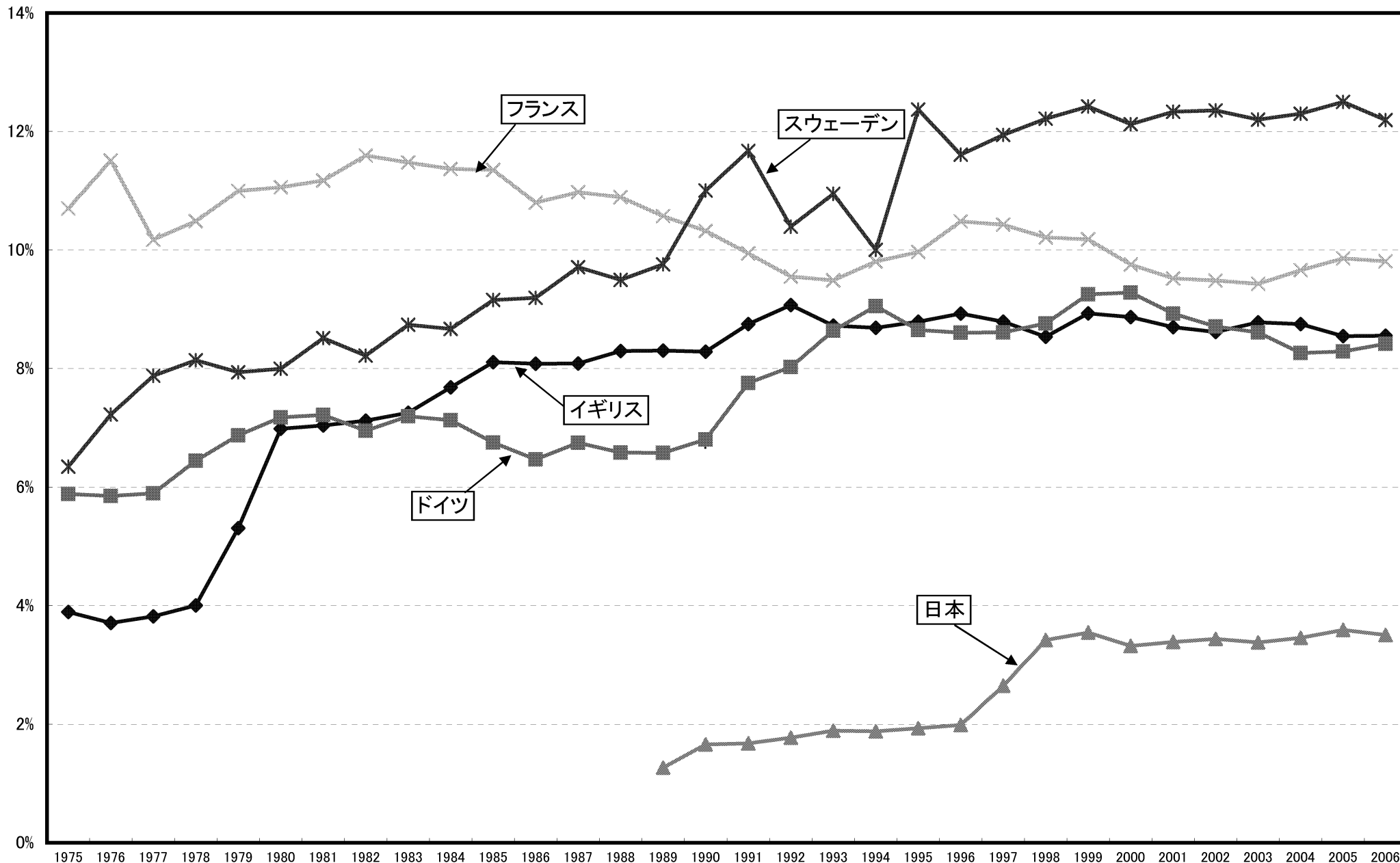
(注1) 本表は、OECD諸国における、国・地方の付加価値税収の合計額の対国民所得比を示している。このため、例えばアメリカの州、郡、市の小売売上税については、OECDの統計上、ここには含まれていない。

(注2) 日本の09年度の計数は見通しである。

(注3) トルコについては付加価値税の税収割合(対国民所得比)が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD "National Accounts 1995-2006" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2007"

主要国における付加価値税収の割合の推移(対国民所得比)



(注)本表は、主要国における、国・地方の付加価値税収の合計額の対国民所得比の推移を示している。
 (出典)内閣府「国民経済計算」(1990年以降は93SNAベース)、OECD "National Accounts 1995-2006"及び同 "Revenue Statistics 1965-2007"